

以西底びき網漁業に係る漁獲物等の陸揚港を指定する等の件を定める件

平成14年7月25日
農林水産省告示第1308号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第十八条第一項の規定に基づき、以西底びき網漁業に係る漁獲物等の陸揚港の選定につき次のように定め、平成十四年八月一日から施行する。

- 1 以西底びき網漁業につき漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三十六条第一項の許可を受けた者(次項に規定する者を除く。)の当該漁業に係る漁業の許可及び取締り等に関する

省令第二十四条第一項の漁獲物等の陸揚港を次のように指定する。

県 名	港 名
島根県	浜田港
山口県	下関港、仙崎港、萩港
福岡県	北九州港、博多港
佐賀県	唐津港、伊万里港
長崎県	佐世保港、長崎港、小値賀港、奈摩港、青方港、荒川港
鹿児島県	阿久根港
沖縄県	那覇港

- 2 北緯三十三度十二秒の線以北、東経百二十七度五十九分五十二秒の線以西、東経百二十七度二十九分五十三秒の線以東の海域を操業区域とする以西底びき網漁業につき漁業法第三十六条第一項の許可を受けた者であって、当該許可に係る船舶につき、沖合底びき網漁業につき同項の許可を受けているものは、昭和四十二年三月三十一日農林省告示第四百八十二号(沖合底びき網漁業に係る漁獲物等の陸揚港の選定につき告示する件)第一項に掲げる港のうちから六港以内を当該海域において採捕された漁獲物又はその製品の陸揚港として選定しなければならない。

附 則 抄

- 1 平成十一年一月二十一日農林水産省告示第七十八号(以西底びき網漁業に係る漁獲物等の陸揚港を指定する等の件)は、廃止する。

附 則 (令和二年十一月一六日農林水産省告示第二二二六号) 抄

- 1 この告示は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。